

広島労働局総務部長から令和3年10月25日付け「労働保険関係手続の電子申請及び口座振替納付について」（抜粋）

広労総発 1025 第 1 号
令和 3 年 1 0 月 2 5 日

各事業主団体の長 殿

広島労働局総務部長



労働保険関係手続の電子申請及び口座振替納付について（依頼）

労働保険関係業務については、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成元年12月から施行されたデジタル手続法により、国全体でデジタル化オンライン化を推進することを決定し、厚生労働省においても「オンライン利用率引き上げの基本計画」の策定を行い、国民が行政機関にかけている行政コストの削減を推進しています。

広島労働局においても、電子申請の活用促進を図るため、労働局ホームページ、署所の窓口におけるポスター掲示やリーフレット配布、市内電車でのつり広告等によりPRを行っており、電子申請の活用は、前年度と比較し上昇傾向ではありますが、申請全体の件数から見た電子申請の活用比率は、10パーセント程度であり、さらなる利用拡大努力が必要だと考えています。

デジタル化の推進は、その利用者に「申請作業の時間短縮・省力化」「交通費や郵送費等のコスト削減」等のメリットがあり、また、窓口での接触機会の減少は、新型コロナウイルスの感染防止対策としても非常に有効です。

また、労働保険の口座振替制度も、銀行窓口等での接触機会の低減につながるほか、利用する事業主に対しても、納付時期が法定納付日より2か月近く余裕ができるなどメリットのある制度となっています。

つきましては、貴会会員の皆様に労働保険関係手続における電子申請及び口座振替納付の一層の利用について、別添のリーフレットを活用していただく等により、周知いただきますようお願いいたします。

なお、労働保険事務組合が、電子申請により対象手続の提出等を行う場合（事業主からの委託の解除を受けて労働保険事務等委託解除届の提出を行う場合を含む。）に

部長通知本文に記載された「別添のリーフレット」の入手方法等は、「1 別添のリーフレットの入手方法」とおりです。

また、本文末尾の「なお書き」の内容についての補足を「2 厚生労働省のHP掲載」にお示しします。

1 別添のリーフレットの入手方法

(1) 電子申請関係

リーフレット「労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！！」

厚生労働省 HP の URL は、

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000762315.pdf>

(2) 口座振替納付関係

- ・ リーフレット「労働保険料は口座振替が便利です！」

厚生労働省 HP の URL は、

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyou/0000149893.pdf

- ・ 「口座振替制度についてよくあるお問い合わせ」

厚生労働省 HP の URL は、

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000681859.pdf>

の 2 枚目に掲載されています。

1 枚目： 「労働保険料等の納付は、口座振替納付をご利用ください。」

2 枚目： 「口座振替制度についてよくあるお問い合わせ」

(3) 特定法人電子申請義務化関係

広島労働局 HP 掲載のリーフレット「令和 2 年 4 月から特定の法人について電子申請が義務化されました。」の URL は、

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000818051.pdf>

2 厚生労働省の HP 掲載

本文末尾の「なお書き」につきましては、厚生労働省 HP に次のとおり掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei.html

労働保険事務組合の皆様へ

労働保険事務組合が事業主から事務処理の委託を受けて **対象手続**（委託の解除を受けて提出する労働保険事務等処理委託解除届も含みます。）を行う場合において、労働保険事務組合及び事業主双方の電子署名等が必要な手続について、委託関係を証明する証明書を PDF 形式にて添付することにより、事業主の電子署名等を省略することができます。

証明書としてご利用いただける書類は、次のとおりです。

◦ 事業主が労働保険事務組合に提出した証明書。

→ 参考様式は、こちら ([Word:19KB](#)) ([PDF:66KB](#)) をご覧ください。

※ 電子申請時に有効であることを証明してください。

◦ 事業主が労働保険事務組合に提出した労働保険事務委託書又は労働保険事務委託解除通知書。